

**平成24年度  
鬼北町工事入札結果**

平成24年度9月の入札結果は次のとおりです。

**入札結果一覧表**

入札日	工事名	場所	工事概要	落札業者	主管課
				落札額	
11	浄化槽設置工事No.24008	近永	浄化槽 1基	株南予建設 490,000	環境保全課
11	浄化槽設置工事No.24009	延川	浄化槽 1基	芝設備 630,000	
11	浄化槽設置工事No.24010	永野市	浄化槽 1基	芝設備 689,000	
28	浄化槽設置工事No.24011	吉波	浄化槽 1基	南ヒロケンテクノス南予営業所 520,000	
28	浄化槽設置工事No.24012	日向谷	浄化槽 1基	南ヒロケンテクノス南予営業所 490,000	

**問い合わせ**

役場 企画財政課  
管財係  
内線2236

**【社会保険料(国民年金保険料)  
控除証明書】が発行されます**

年末調整・確定申告まで  
大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、1月1日から12月31日までに納付した保険料全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合もご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。  
【社会保険料(国民年金保険料)控除証明書】についての

ご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

**問い合わせ**

控除証明書専用ダイヤル  
(平成24年11月1日)

平成25年3月15日

0570-070-117  
(ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合  
03-6700-1130

**日赤社資ご協力のお礼**

皆さんの温かいご協力により、8月末までに1,570,312円の社資が集まりました。

集まった社資は、8月末でいったんとりまとめ、日赤愛媛県支部へ送金しています。

今年度の社資募集は今後も受け付けていますので、引き続きご支援をお願いします。

**問い合わせ**

役場 保健福祉課  
社会福祉係

内線3112

**子ども医療費助成**

請求忘れはありませんか

小中学生の入院医療費を助成しています。請求期限は診療月から6ヶ月以内です。

未就学児(0歳~6歳)が県外受診し、医療費を自己負担した場合も、6ヶ月以内に払い戻し請求をしてください。

**問い合わせ**

役場 保健福祉課  
社会福祉係

内線3112

**児童扶養手当制度、特別児童扶養手当制度について**

**【児童扶養手当】**

父または母と生計をともにしていない児童が養育される家庭に対して、児童の健全な成長と一日も早い家庭の生活の安定、自立の促進を目的として支給される手当

**手当の額**

対象児童(18歳に達する日以後、最初の3月31日までの者が1人の場合)の手当額は次のとおりです。

- ・ 全額支給 41,430円
- ・ 一部支給 9,780円

41,420円

児童が2人の場合は、右記金額に5千円の加算、3人以上は3千円ずつ加算されます。

**現在手当を受けている人の届出**

現在、手当を受けている人は次のものを提出してください。

現況届：毎年8月1日から8月31日までの間に提出。なお、2年間提出がない場合は受給資格がなくなり、金額改定届：対象児童に増減があった場合に提出。受給資格喪失届：受給資格がなくなった場合。氏名・住所・金融機関・印鑑変更届：氏名、住所、支払金融機関が変わった場合。

資格がなくなり、金額改定届：対象児童に増減があった場合に提出。受給資格喪失届：受給資格がなくなった場合。氏名・住所・金融機関・印鑑変更届：氏名、住所、支払金融機関が変わった場合。

**【特別児童扶養手当】**

20歳未満で、身体または精神に障がいのある児童を監護している父母、または父母にかわってその児童を養育している人に対して、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

**▼児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき**

▼児童が、児童福祉施設等保育所、通園施設を除く)に入所しているとき

**手当の額**

対象児童の数と等級によって支給されます。(いずれも児童1人当たり)

- ・ 1級(重度障がい児) 月額50,400円
- ・ 2級(中度障がい児) 月額33,570円

**現在手当を受けている方の届出**

現在、手当を受けている人は次のものを提出してください。

所得状況届：毎年8月11日から9月10日までの間に提出。